

小売業者の引取義務外品の回収体制構築 に向けたガイドライン

平成 27 年 3 月

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室
廃棄物対策課

はじめに

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）については、平成 20 年 2 月の前回の制度の見直しから 5 年が経過し、再度見直しを行うべき時期が到来したため、平成 25 年 5 月から、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループの合同会合において、家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について審議が進められ、平成 26 年 10 月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられ、中央環境審議会から意見具申がなされました。

本意見具申では、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物について、回収体制が存在する市町村がある一方、その具体的な運用については明らかになっていないということが指摘されており、課題解決に向けた具体的な施策として、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築するとともに、国は、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援し、その状況について定期的にフォローアップすべきとされております。

環境省では、これを受け、市町村が小売業者の引取義務外品の回収体制を構築するに当たり、取り組むべき事項等について記載した「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を策定いたしました。

小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されていないことにより、消費者の利便性が損なわれ、不法投棄や違法な廃棄物回収業者への引渡し等につながるおそれがあることから、各市町村におかれましては、本ガイドラインに基づき、引取義務外品の回収体制の構築状況を見直していただくとともに、回収体制が構築されていない市町村におかれましては、早急に構築していただくようお願いいたします。

目 次

1. 小売業者の引取義務外品について	1
(1) 小売業者の引取義務について	1
(2) 小売業者の引取義務外品とは	2
2. 小売業者の引取義務外品の回収体制について	3
(1) 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築の必要性について	3
(2) 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築状況について	4
3. 小売業者の引取義務外品の回収体制構築のための取組について	6
【小売業者の引取義務外品の回収体制の構築の要件】	6
【市町村において必要な取組事項】	7
① 市町村又は市町村の委託業者が回収する場合	7
② 市町村と協定を締結した家電小売業者が回収する場合	8
③ 市町村から依頼を行った小売業者が回収する場合	8
④ 家電小売店団体が設置した受付センターが回収する場合	8
⑤ 市町村と協定を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収する場合	9
⑥ 市町村から依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収する場合	9
⑦ 一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収する場合	10
⑧ 一般廃棄物収集運搬許可業者等※が回収	11
②～⑧の場合に共通的な取組	12
【住民への情報提供が十分な例】	13
【住民への情報提供が不十分な例】	15
(参考 1) 市町村における小売業者の引取義務外品の回収に係る取組事例	16
(参考 2) 特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物 の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法	29

1. 小売業者の引取義務外品について

(1) 小売業者の引取義務について

特定家庭用機器再商品化法（抄）

（引取義務）

第9条 小売業者は、次に掲げるときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を排出する者（以下「排出者」という。）から、当該排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場所において当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

一 自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

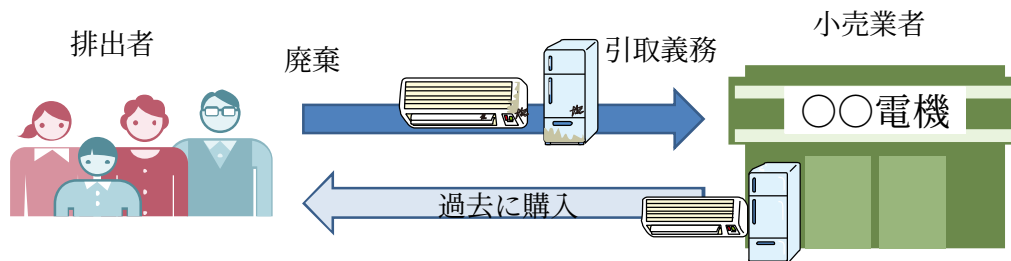
二 特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

特定家庭用機器再商品化法第9条では、家電4品目を扱う小売業者（以下、単に「小売業者」といいます。）の引取義務について規定しております。

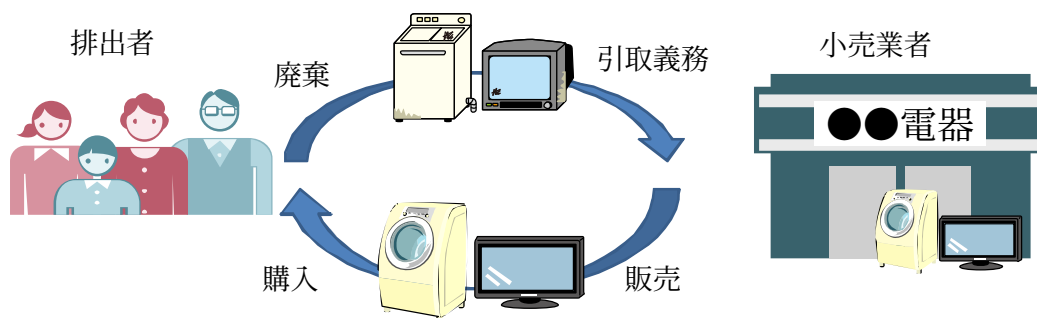
小売業者は、①過去に自ら小売販売した特定家庭用機器が廃棄物となったため、排出者から引取りを求められたもの及び②新たに小売販売をするのと引替えに、排出者から引取りを求められた同種の特定家庭用機器廃棄物の引取りを義務づけられています。

【図表1 小売業者に引取義務のある特定家庭用機器廃棄物】

■過去に購入した小売業者による引取り



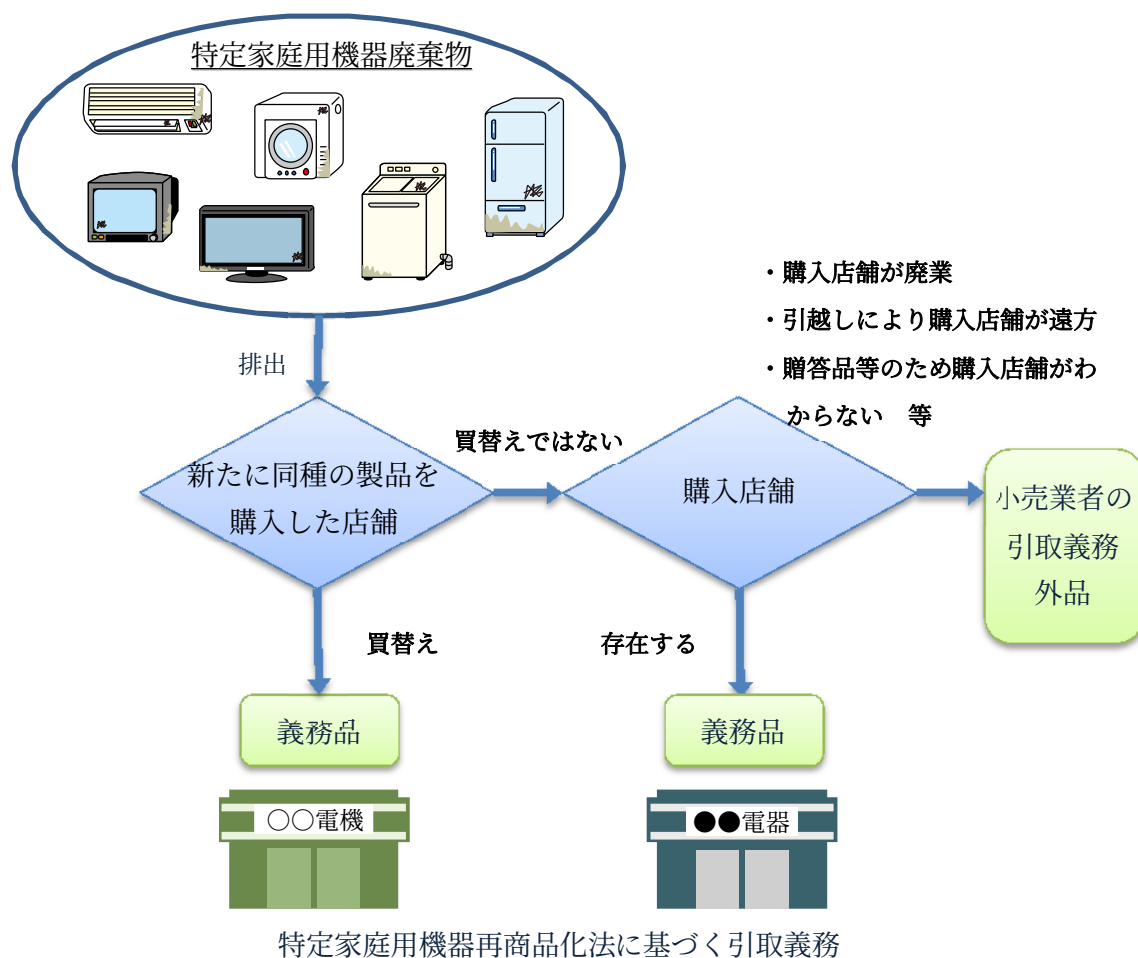
■買替え時の小売業者による引取り



(2) 小売業者の引取義務外品とは

小売業者の引取義務外品とは、過去に購入した小売業者が存在せず、同種の製品の買替えでもないため、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物をいいます。例えば、購入した小売業者が廃業しており引取りを依頼できない、譲り受けたものや贈答品のため購入した小売業者がわからず引取りを依頼できない、引越しにより、購入した小売業者が遠方になったため引取りを依頼することが現実的に困難である、というような事例があります。

【図表2 小売業者の引取義務外品のフローチャート】



2. 小売業者の引取義務外品の回収体制について

(1) 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築の必要性について

家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書※（抄）

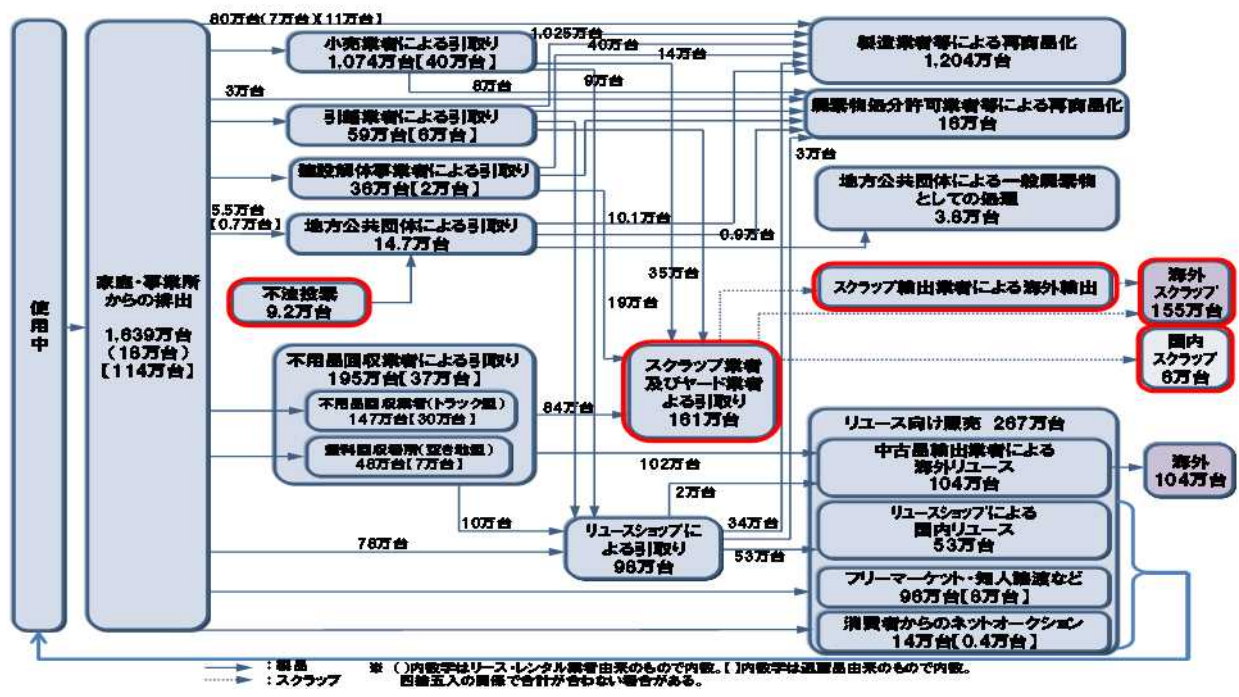
小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（いわゆる義務外品）については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要がある。

※中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ合同会合（平成 26 年 10 月）

上記の報告書（抄）に記載のとおり、小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されていないことにより、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や違法な廃棄物回収業者への引渡し等につながるおそれがあります。違法な廃棄物回収業者へ引き渡された特定家庭用機器廃棄物については、不法投棄、フロンガスや鉛などの有害物質が環境中に放出される不適正処理、不適正な管理による火災などを引き起こしている事例が報告されています。さらに、消費者と回収業者の間でトラブルが発生することもあります。そのため、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村は、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要があります。

なお、環境省の調査によると、平成 25 年度の特定家庭用機器廃棄物については、不法投棄台数が約 9 万 2 千台であり、推計で約 161 万台が不適正処理されています。

【図表3 平成25年度の使用済特定家庭用機器のフロー推計】



・・・不適正処理

(2) 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築状況について

環境省では、全国の市町村を対象に小売業者の引取義務外品の回収体制の構築状況について調査を実施しています。平成26年4月現在の構築状況は図表4のとおりであり、回収体制を構築している市町村は58.7%にとどまっています。

【図表4 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築状況（平成26年4月現在）】

	義務外品の回収体制を構築している市町村	全市町村	全市町村に占る割合 (%)
市町村数 (件)	1,022	1,742	58.7%
人口 (万人)	9,403	12,714	74.0%
面積 (km ²)	210,160	371,489	56.6%

以下のいずれかの方式により小売業者の引取義務外品の回収を行っており、かつ、地域の小売店や一般廃棄物収集運搬許可業者が回収する場合には、回収主体の名称及びその連絡先を広報している市町村を「小売業者による引取義務外品の回収体制を構築している」ものとした。

- ① 市町村が回収（直営・委託）
- ② 市町村と協定等を締結した家電小売業者が回収
- ③ 市町村から依頼を行った家電小売業者が回収

- ④ 家電小売店団体が設置した受付センターが回収
- ⑤ 市町村と協定等を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収
- ⑥ 市町村から依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収
- ⑦ 一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収
- ⑧ 一般廃棄物収集運搬許可業者等※が回収（上記⑤～⑦以外で、市町村が当該業者の名称及び連絡先を広報）

なお、住民が自ら指定引取場所に運搬する方法しか存在しない場合には、回収体制を構築していないものとした。

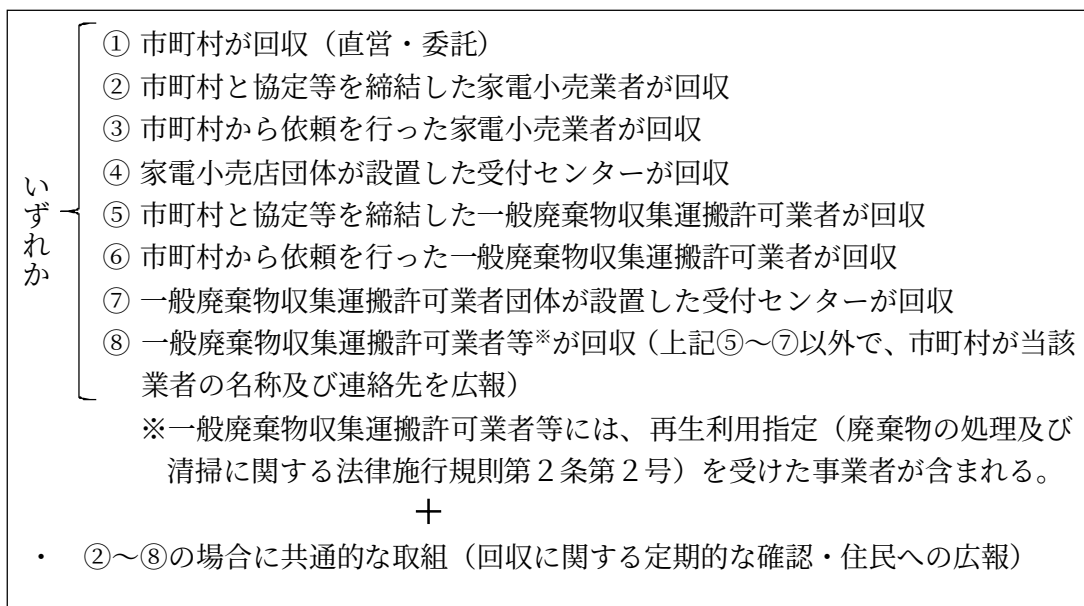
※一般廃棄物収集運搬許可業者等には、再生利用指定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号）を受けた事業者が含まれる。

3. 小売業者の引取義務外品の回収体制構築のための取組について

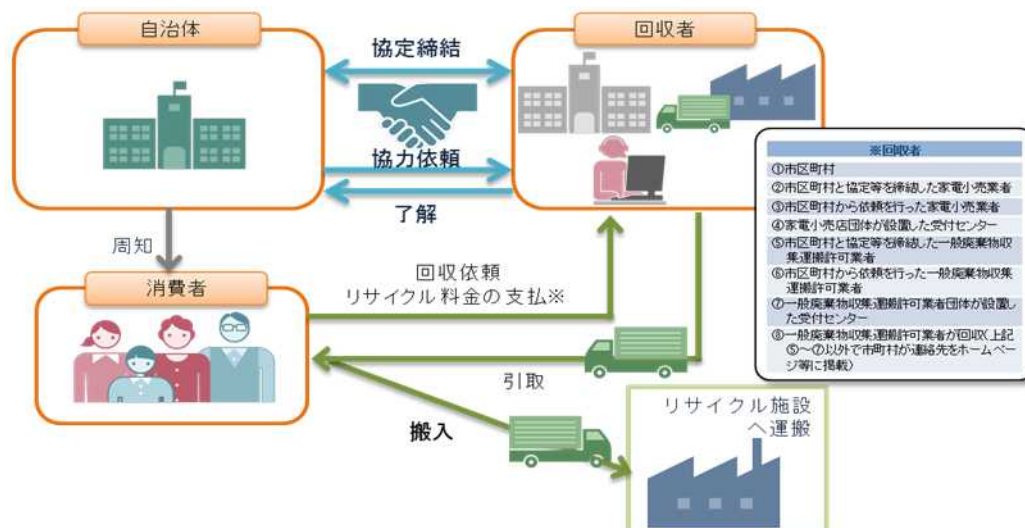
【小売業者の引取義務外品の回収体制の構築の要件】

図表5の①から⑧までのいずれかの方式で小売業者の引取義務外品を回収し、さらに②から⑧までの方式については、回収に関する定期的な確認や住民への情報提供を行っている場合に、小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されているといえます。

【図表5 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築の要件について】



【図表6 小売業者の引取義務外品の回収体制の例】



※家電リサイクル法に則って処分する場合で、回収者が家電リサイクル券を取り扱っている場合は、消費者は家電リサイクル券に必要事項を記入のうえ、回収者にリサイクル料金を支払います。

回収者が家電リサイクル券を取り扱っていない場合は、消費者は郵便局に設置している家電リサイクル券に必要事項を記入のうえ、郵便局の窓口にてリサイクル料金を支払います。

【市町村において必要な取組事項】

① 市町村又は市町村の委託業者が回収する場合

(1) 特定家庭用機器廃棄物の処分業者の選定について

住民から回収する特定家庭用機器廃棄物について、家電リサイクル法に則って処分するか、又は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第2号へ及び第6条第1項第2号ハの規定に基づき定められている「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法※」（平成11年6月厚生省告示第148号）の基準を満たすことのできる事業者に処分を委託するかどうか決める必要があります。

※（参考2）を参照

(2) 住民への情報提供

小売業者の引取義務外品の排出方法について、住民にわかりやすく説明することが必要です。

市町村の「ごみの出し方」等印刷物や市町村のホームページに、小売業者に引取義務のあるものと引取義務のない小売業者の引取義務外品の場合分けをし、小売業者の引取義務外品の回収方法については、以下のことについて記載することが必要です。

- ・ 回収申込みの連絡先
- ・ 収集運搬に必要な料金
- ・ 家電リサイクル券の購入方法等※（家電リサイクル法に則って処分する場合に限る）
- ・ 処分に必要な料金（回収した特定家庭用機器廃棄物の処分を事業者に委託する場合に限る）

※家電リサイクル法に則って処分する場合、製造業者等毎の品目・型式別に定められたリサイクル料金を支払う必要があります。支払いは、郵便局に設置している家電リサイクル券に必要事項を記載し、窓口にてリサイクル料金を振り込むことにより完了します。

なお、支払いの証明として、排出時に家電リサイクル券を特定家庭用機器廃棄物に貼付する必要があります。

- ② 市町村と協定を締結した家電小売業者が回収する場合
- ③ 市町村から依頼を行った家電小売業者が回収する場合

【小売業者の引取義務外品を回収する小売業者への協力依頼】

小売業者の引取義務外品の回収を小売業者に依頼する場合、収集運搬を実施することのできる小売業者に対して、小売業者の引取義務外品の収集運搬を実施するよう、協定の締結又は協力の依頼を行う必要があります。

協定又は協力の依頼の内容は以下のとおりです。

- ・ 小売業者の引取義務外品を回収する小売業者の連絡先を市町村のホームページに記載すること
- ・ 再商品化料金に関するお問合せに対応すること
- ・ 収集運搬を依頼された小売業者の引取義務外品については、特定家庭用機器再商品化法で規定する指定引取場所において製造業者等に引き渡すこと。ただし、市町村が搬入場所を別途指定する場合には、それに従うこと
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬に関して、排出者に請求する料金は、収集運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定め、適正な排出を妨げるものがないよう配慮すること
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬を中止する場合は、協定を締結又は協力の依頼を受けた市町村に速やかに連絡すること

なお、住民の排出時の負担を軽減するため、家電リサイクル券の発行が可能であり、更に、住民からの回収日時等の要望に柔軟に対応できる複数の小売業者と協力の締結又は協力の依頼を行うことが望ましいです。

- ④ 家電小売店団体が設置した受付センターが回収する場合

【小売業者の引取義務外品を回収する家電小売店団体への協力依頼】

小売業者の引取義務外品の回収を地域の小売業者団体に依頼する場合、収集運搬を実施することのできる小売業者団体に対して、小売業者の引取義務外品の回収受付センターを設置するとともに、団体に所属する小売業者に収集運搬を実施するよう、協力の依頼を行う必要があります。

協力の依頼の内容は以下のとおりです。

- ・ 小売業者の引取義務外品の回収受付センターを設置するとともに、回収依頼があった場合には、住民の排出時の負担を軽減するため、家電リサイクル券の発行が可能であり、できる限り住民の回収日時等の要望に応えることのできる小売業者に回収を行わせること
- ・ 小売業者の引取義務外品の回収を受け付ける回収センターの連絡先を市町村のホームページに記載すること
- ・ 再商品化料金に関するお問合せに対応すること
- ・ 収集運搬を依頼された小売業者の引取義務外品については、特定家庭用機器再商品化法で規定する指定引取場所において製造業者等に引き渡すこと。ただし、市町村が搬入場所を別途指定する場合には、それに従うこと
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬に関して、排出者に請求する料金は、収集運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定め、適正な排出を妨げることのないよう配慮すること
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬を中止する場合は、協力の依頼を受けた市町村に速やかに連絡すること

- ⑤ 市町村と協定を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収する場合
- ⑥ 市町村から依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収する場合

【小売業者の引取義務外品を回収する一般廃棄物収集運搬許可業者への協力依頼】

小売業者の引取義務外品の回収を一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合、収集運搬を実施することのできる一般廃棄物収集運搬許可業者に対して、小売業者の引取義務外品の収集運搬を実施するよう、協定の締結又は協力の依頼を行う必要があります。

協定又は協力の依頼の内容は以下のとおりです。

- ・ 小売業者の引取義務外品を回収する一般廃棄物収集運搬許可業者の連絡先を市町村のホームページに記載すること
- ・ 収集運搬を依頼された小売業者の引取義務外品については、特定家庭用機器再商品化法で規定する指定引取場所において製造業者等に引き渡すこと。ただし、市町村が搬入場所を別途指定する場合には、それに従うこと
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬に関して、排出者に請求する料金は、収集運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定め、適正な排出を妨げることのないよう配慮すること
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬を中止する場合は、協定を締結又は協力の依頼を受けた市町村に速やかに連絡すること

なお、住民の排出時の負担を軽減するため、住民からの回収日時等の要望に柔軟に対応できる複数の一般廃棄物収集運搬許可業者と協力の締結又は協力の依頼を行うことが望ましいです。

⑦ 一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収する場合

【小売業者の引取義務外品を回収する一般廃棄物収集運搬許可業者団体への協力依頼】

小売業者の引取義務外品の回収を地域の一般廃棄物収集運搬許可業者団体に依頼する場合、収集運搬を実施することのできる一般廃棄物収集運搬許可業者団体に対して、小売業者の引取義務外品の回収受付センターを設置するとともに、団体に所属する一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を実施するよう、協力の依頼を行う必要があります。

協力の依頼の内容は以下のとおりです。

- ・ 小売業者の引取義務外品の回収受付センターを設置するとともに、回収依頼があった場合には、住民の排出時の負担を軽減するため、できる限り住民の回収日時等の要望に応えることのできる一般廃棄物収集運搬許可業者に回収を行わせること
- ・ 小売業者の引取義務外品の回収を受け付ける回収センターの連絡先を市町村のホームページに記載すること
- ・ 収集運搬を依頼された小売業者の引取義務外品については、特定家庭用機器再商品化法で規定する指定引取場所において製造業者等引き渡すこと。ただし、市町村が搬入場所を別途指定する場合には、それに従うこと
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬に関して、排出者に請求する料金は、収集運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定め、適正な排出を妨げることをないよう配慮すること
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬を中止する場合は、協力の依頼を受けた市町村に速やかに連絡すること

⑧ 一般廃棄物収集運搬許可業者等※が回収

※一般廃棄物収集運搬許可業者等には、再生利用指定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号）を受けた事業者が含まれる。

【小売業者の引取義務外品を回収する一般廃棄物収集運搬許可業者等（⑤から⑦以外で再生利用指定を受けた事業者が含まれる）への周知】

小売業者の引取義務外品の回収を一般廃棄物収集運搬許可業者等（⑤から⑦以外で再生利用指定を受けた事業者が含まれる）が行う場合、収集運搬を実施することのできる一般廃棄物収集運搬許可業者等（⑤から⑦以外で再生利用指定を受けた事業者が含まれる）に対して、小売業者の引取義務外品の収集運搬を実施するよう周知する必要があります。

周知する内容は以下のとおりです。

- ・ 収集運搬を依頼された小売業者の引取義務外品については、特定家庭用機器再商品化法で規定する指定引取場所において製造業者等に取り渡すこと。ただし、市町村が搬入場所を別途指定する場合には、それに従うこと
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬に関して、排出者に請求する料金は、収集運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定め、適正な排出を妨げることをしないよう配慮すること
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬を中止する場合は、許可を受けている市町村に速やかに連絡すること

なお、住民の排出時の負担を軽減するため、住民からの回収日時等の要望に柔軟に対応できる、複数の一般廃棄物収集運搬許可業者等に義務外品の回収を実施させることが望ましいです。

- ・ ②～⑧の場合に共通的な取組

【小売業者の引取義務外品の回収に関する定期的な確認】

上記の②～⑧の方法において小売業者の引取義務外品の回収を行う場合、消費者が回収主体に依頼したにも関わらず回収を断られたということのないよう、回収主体が協定、依頼、周知内容に基づいて回収を実施しているかどうか、市町村は定期的に確認する必要があります。

【住民への広報】

小売業者の引取義務外品の回収方法について、住民にわかりやすく説明することが必要です。

「ごみの出し方」等の印刷物や市町村のホームページに、小売業者に引取義務のあるものと、引取義務のない義務外品との場合分けをし、義務外品の回収方法については、以下のことについて記載することが必要です。

- ・ 回収主体の名称及び連絡先
- ・ 収集運搬料金の問い合わせ先

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、 洗濯機・衣類乾燥機の廃棄方法

★エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を処分するにはリサイクル料金が必要です。

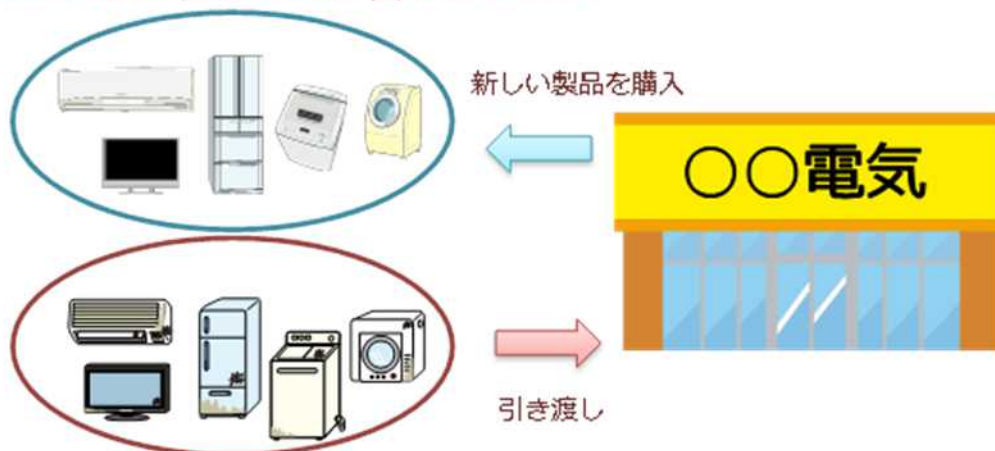
料金については、回収を依頼するお店に直接お問い合わせするか、家電リサイクル券センターのホームページを御覧ください。

【家電リサイクル券センターURL】

http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_price.html

1 新しい製品に買替える場合

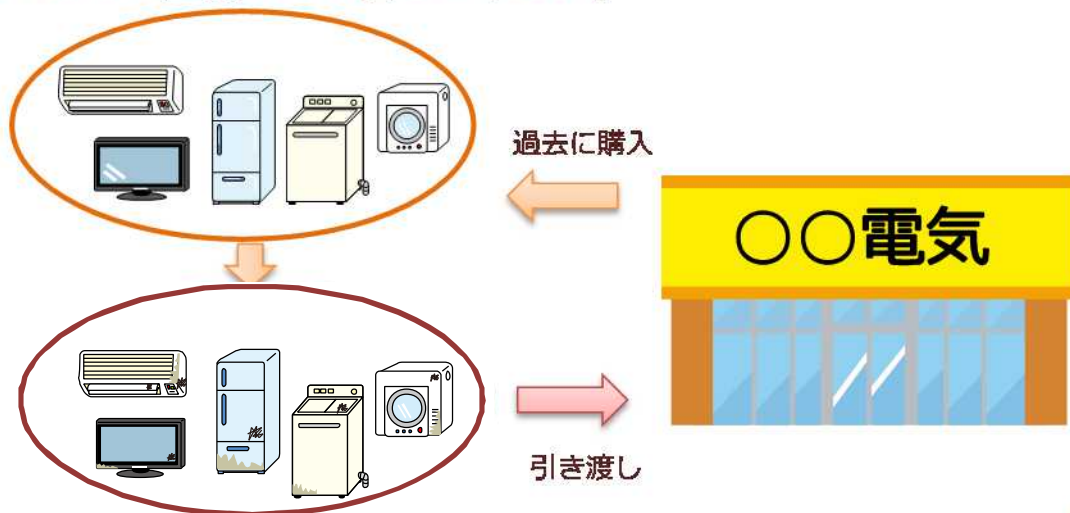
購入するお店で引き取っていただけます。収集料金等については、お店に直接お問い合わせください。



2 廃棄のみの場合

1) 購入したお店がわかる場合

購入したお店で引き取っていただけます。収集料金等については、お店に直接お問い合わせください。



2) 購入したお店がわからない、営業していない、引越等により遠方にある場合

以下の小売業者協力店又は収集運搬許可業者で引き取っていただけます。収集運搬料金等については、回収依頼先に直接お問い合わせください。

【小売協力店一覧】

店舗名	住所	電話番号
●●電気	〇〇市〇〇	●●●●-●●●●

【収集運搬許可業者一覧】

店舗名	住所	電話番号
●●運送	〇〇市〇〇	●●●●-●●●●

【住民にとって排出先がわかりにくい広報の例】

以下の内容の広報では、問い合わせ先が「最寄りの小売店」としか記載されていないため、住民にとってどこに回収を依頼すれば引取りに来てもらえるのか分かりにくいことから、回収主体の名称及び連絡先を記載する必要があります。



エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃棄方法

●エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は収集いたしません

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法の対象製品ですので、収集いたしません。最寄りの小売店にご相談下さい。

(参考1)

市町村における小売業者の引取義務外品の回収に係る取組事例

1 市区町村と協定等を締結した家電小売業者が回収

■ 北海道札幌市

http://www.city.sapporo.jp/seiso/gomi/kaden_1411/

① 案内方法

小売業者の引取義務外品の回収については、ホームページや広報冊子（ごみ分けガイド）により、協定を締結している北海道電機商業組合（以下「組合」という。）の組合員である家電小売業者が回収する旨を広報している。

家電4品目のリサイクル（有料）

「テレビ、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機(衣類乾燥機含む)、エアコン」(家電4品目)は、家電リサイクル法により、販売店が引き取り、家電メーカーがリサイクルする仕組みになっています。市では、収集しません。

【回収を希望される場合】

- ・買換えの場合、新品を購入する販売店に収集を依頼してください。
- ・買換えではない場合、その製品を過去に購入した販売店に収集を依頼してください。
- ・購入した販売店がわからない、遠方にあるなどの場合は、家電回収協力店に収集を依頼してください。

【直接持ち込む場合】

家電メーカーが指定する指定引取場所まで直接持ち込むこともできます。

なお、家電4品目以外の家電製品は「回収ボックス」「回収拠点」で無料回収しています。

図 1 札幌市の家電リサイクル対象品目の回収に関する周知ホームページ

② 回収体制構築の経緯

組合に対して、小売業者の引取義務外品の回収について協力要請を行った。その要請を受けた組合と札幌市とで覚書を交わした。

③ 協定や約束事項

組合に加盟する組合員の中から「全市にわたり、回収できる協力店」と「一部の地区を中心に回収できる協力店」に分けて、家電回収協力店として案内することとしている。

④ 自治体側で必要なこと

小売業者の引取義務外品の回収について問い合わせがあった場合、家電回収協力店を案内するとともに、ホームページや広報冊子（ごみ分けガイド）などに住所や連絡先を記載すること。

⑤ 回収状況のモニタリング

小売業者の引取義務外品の回収が円滑に行われているかどうか確認するため、市と組合で定期的な情報交換を行っている。

■ その他の自治体例

- 茨城県つくば市

<http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/14211/14244/14246/9788/009843.html>

- 徳島県徳島市

http://www.city.tokushima.tokushima.jp/siminkankyo_seisaku/gaiyo22.html

- 福岡県福岡市

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/kateigomi/life/katei-bunbetsu/syushusin-ai-gomi.html>

2 市区町村から依頼を行った家電小売業者が回収

■ 島根県安来市

http://www.city.yasugi.shimane.jp/busyo/shiminseikatsu/kankyogomi/dashikata/dashikata/kaden_re.html

① 案内方法

ホームページでは以下の案内を行っている。小売業者の引取義務外品の回収については、依頼を行った家電小売業者の連絡先を掲載している。

「家電リサイクル法対象品」の排出方法について

家電リサイクル法の対象家電製品(エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機)「以下、対象品」は、同法に基づきリサイクルすることが義務づけられています。

対象品を廃棄しようとする時は、以下の方法により行ってください。



家電リサイクル法対象品の詳細

1 家電販売店において買い換える場合の処分方法

家電販売店において対象品を購入する際に、購入したものと同種の対象品の引取りを求めた場合

(テレビを購入し、古いテレビの引取りを求めた場合等)、当該家電販売店はこれを引き取る義務があります。引取りを依頼する際、当該家電販売店に次の料金を支払ってください。

○収集運搬料金(金額は当該家電販売店が公表しますので、当該家電販売店に照会してください。)

○リサイクル料金(金額はメーカー・輸入業者等が公表しますが、当該家電販売店に照会してください。)

2 処分だけの場合であって処分する対象品を購入した家電販売店が近くにある場合の処分方法

当該家電販売店は当該対象品を引き取る義務があります。引取りを依頼する際、当該家電販売店に次の料金を支払ってください。

○収集運搬料金(金額は当該家電販売店が公表しますので、当該家電販売店に照会してください。)

○リサイクル料金(金額はメーカー・輸入業者等が公表しますが、当該家電販売店に照会してください。)

3 処分だけの場合であって処分する対象品を購入した家電販売店の場所が遠い、当該家電販売店がわからない場合の処分方法

(1) 家電回収協力店に引取りを依頼する場合

当該家電販売店に次の料金を支払って引取りを依頼してください。

図 2 安来市の家電リサイクル対象品目の回収に関する周知ホームページ

② 回収体制構築の経緯

家電製品協会の不法投棄未然防止事業協力の助成金を受ける条件として、小売業者の引取義務外品の回収体制を構築していることとなっている。この助成金を受けるために、小売業者の引取義務外品の回収を商工会議所及び電機商業組合を通して家電小売業者に依頼し、承諾のあった家電小売業者と承諾書を取り交わした。

③ 協定や約束事項

市のホームページに小売業者の名前を公表する旨が記載されている。

④ 自治体側で必要なこと

協力店の名前、連絡先等をホームページに掲載すること。

⑤ 回収状況のモニタリング

実施していない。

■ その他の自治体例

● 神奈川県横浜市

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-shimin/dashikata/das9.html>

● 兵庫県神戸市

http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/waketon/shiraberu/index_04.html

● 福岡県北九州市

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/01100018.html>

3 家電小売店団体が設置した受付センターが回収

■ 奈良県香芝市

https://www.city.kashiba.lg.jp/life/gomi_syusyu/kaden_recycle/

<http://www.city.kashiba.lg.jp/files/life/gomi24/files015118.pdf>

① 案内方法

ホームページでは以下の案内を行っている。小売業者の引取義務外品となる場合は、「電話リクエスト受付センター」（市が委託したゴミ回収受付窓口）が依頼を受け付け、家電小売業者の団体である「香芝家電リサイクル協会」に引取を取り次ぐ。香芝家電リサイクル協会では、受け付けた内容（品目、住所等）に応じ、加盟している小売店が回収に出向く。



●家電リサイクル品目
(テレビ・液晶・プラズマ含む)エアコン・冷蔵(冷凍)庫・洗濯機・衣類乾燥機
「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」に基づきリサイクルが義務付けられています。

リサイクル料金については、メーカー及び大きさによってそれぞれ異なりますので、詳しくは家電リサイクル券センターにお問い合わせをお願いします。

問合せ先
家電リサイクル券センター(午前9時～午後5時(日・祝休))
TEL 0120-319640
ホームページ: <http://www.rkc.aeha.or.jp>

◇引渡方法◇
①過去に購入した販売店へ引取りを依頼する方法
②買い替えをする販売店へ引取りを依頼する方法
③過去に購入した販売店が、廃棄・不明また遠方の場合の方法
香芝家電リサイクル協会(電話リクエスト 0120-319640)へ依頼できます。
④自分で指定引取場所(下記参照)まで運ぶ方法

指定引取場所
◎佐川急便(株)御所支店
御所市城山台166-24-2(TEL0745-66-2011)
◎誠運輸(株)
河合町大字穴間49-1(TEL0745-58-3277)
◎日本通運(株)奈良支店福原倉庫
橿原市忌部町181(TEL0744-22-2711)
注意:あらかじめリサイクル券を郵便局で購入してからのご搬入になります。

図 3 香芝市の家電リサイクル対象品目の回収に関する周知ホームページ

② 回収体制構築の経緯

家電リサイクル法の施行に合わせ、市から家電小売業者の団体に相談し、協力を要請することとなった。小売業者の引取義務外品を回収するにあたり、家電の取扱に詳しいことが必要であったため家電小売業者の団体に相談した。

③ 協定や約束事項

市と香芝家電リサイクル協会の間では小売業者の義務外品回収協力に関する覚書を締結している。

④ 自治体側で必要なこと

回収窓口を複数設けることによる市民の混乱を避けるため、不燃ゴミ、粗大ゴミの電話リクエスト受付窓口を活用して受け付けしている。

⑤ 回収状況のモニタリング

香芝家電リサイクル協会から、2ヶ月に1度、毎月の回収件数、半年に1度、回収品の明細（家電の品目、処分料金等）について市に報告がある。

4 市区町村と協定等を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収

■ 長崎県壱岐市

http://www.city.iki.nagasaki.jp/modules/ecology/index.php?content_id=228

① 案内方法

ホームページで以下の案内を行っている。小売業者の引取義務外品の回収については、協定を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者の連絡先を掲載している。

14 家電リサイクル法について

◎一般家庭で使用されている家電製品をリサイクルして廃棄物の減量、資源の有効利用を推進するための法律です。
従来の家電対象機器4品目に液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機が加わりました。

◎出し方ルール

①排出者は、「**買い換えの場合**」小売店へ引き取ってもらう。

②買い換えはしないが**不要になった場合**、購入した小売店へ持ち込むか、許可業者に引き取ってもらう。



エアコン テレビ 洗濯機 冷蔵庫（冷凍庫を含む）
液晶テレビ 衣類乾燥機

◎許 可 業 者

一般廃棄物（廃家電4品目）収集運搬業許可業者は、次のとおりです。

有限会社藤尾	壱岐生コン株式会社
住 所／郷ノ浦町東触1607	住 所／郷ノ浦町柳田触348
電 話／☎47- 2463	電 話／☎47- 1310

◎処理システム・役割分担



図 4 壱岐市の家電リサイクル対象品目の回収に関する周知ホームページ

② 回収体制構築の経緯

無許可の廃棄物回収業者への引渡防止のため、一般廃棄物許可業者と協定を締結し、小売業者の引取義務外品の回収体制を構築した。

③ 協定や約束事項

協定を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者は、市内の一般家庭から排出された小売業者

の引取義務外品の回収を行うこととしている。

- ④ 自治体側で必要なこと
小売業者の引取義務外品の適正排出の周知。
- ⑤ 回収状況のモニタリング
一般廃棄物収集運搬許可業者に対して月別引取台数報告書の提出を求めている。

■ その他の自治体例

- 東京都八王子市

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/gomi/608/kaden.html>

- 愛知県蒲郡市

<http://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kankyo/kaden.html>

- 福岡県春日市

<http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/life/gomikankyou/gomidashi/recycle/kadenrecycle.html>

5 市区町村から依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収 ■ 新潟県糸魚川市

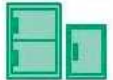
<http://www.city.itoigawa.lg.jp/dd.aspx?itemid=11432>

① 案内方法

ホームページで以下の案内を行っており、小売業者の引取義務外品の回収については、引取が可能な一般廃棄物収集運搬許可業者の連絡先を掲載している。

家電リサイクル法の対象品目





エアコン
テレビ
(ブラウン管・液晶・プラズマ)
冷蔵庫・冷凍庫
洗濯機・衣類乾燥機

家電リサイクル法により、不用となった家電4品目は、消費者がリサイクル料金を負担すること、販売店が引き取ること、家電メーカーがリサイクルすることが義務付けられています。
次の方法で、正しく処理してください。

1 家電販売店に引き取りを依頼する

リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。
リサイクル料金は、製造事業者や寸法により異なります。
詳しくは、販売店にご確認になるか、家電リサイクル券センターのホームページでご確認ください。
[家電リサイクル券センターのホームページへ](#)

2 製造事業者が指定する場所に自分で運ぶ

郵便局でリサイクル料金を支払った後、リサイクル券(振替払込受付証明書等も含む)に必要事項を記入し、直接引取場所へ持込みください。

引取場所	所在地	電話番号
上越マテリアル(株)	上越市大字下名柄1618-1	025-539-1008
日本通運(株)高田支店	上越市大字黒井2676-1	025-543-3496

3 市が許可する一般廃棄物処理業者へ引き取りを依頼する

リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

許可業者	所在地	電話番号
株式会社ツカダ運輸	桂278-15	566-5105
関原開発建設株式会社	中宿457	555-2093
株式会社木島組(浦本工場)	中宿680	555-3788
株式会社大月	平牛1049-9	552-8160
糸魚川 二幸株式会社	寺島1-1-3	552-7417
合資会社 信越環境サービス	寺島2-6-6	552-0655
西頸城運送株式会社	寺島3-3-37	552-1618
有限会社友スタッフサービス	大野7126	550-1263
カネヨ運輸株式会社	須沢3413	552-2520

図 5 糸魚川市の家電リサイクル対象品目の回収に関する周知ホームページ

② 回収体制構築の経緯

家電リサイクル法の施行時に、回収実績のある許可業者に依頼することとした。

- ③ 協定や約束事項
市と許可業者の間には特別な約束事項はない。
- ④ 自治体側で必要なこと
小売業者の引取義務外品の適正排出の周知。
- ⑤ 回収状況のモニタリング
回収状況は把握していない。

■ その他の自治体例

- 福島県会津若松市

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007080900532/>

- 福岡県宗像市

http://www.city.munakata.lg.jp/shinai/kakuka/kakuka.php?contents_id=15443&sec_id=80&key=4&div_id=23&keywd_id=280

- 宮崎県日南市

<http://www.city.nichinan.lg.jp/modules/downloads/index.php?page=singlefile&cid=92&lid=4881>

6 一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収

■ 千葉県市川市

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/env04/1541000009.html>

① 案内方法

ホームページで以下の案内を行っている。小売業者の引取義務外品の回収については、一般廃棄物収集運搬許可業者の設置した受付センターの連絡先を掲載している。下記の情報は、市内全戸に配布している冊子「分別ガイドブック」にも記載している。

処分方法
処分方法は、次の3つの方法があります。
買い替えの場合、以前購入した販売店がわかる場合
→ 販売店に引取りを依頼する(販売店には引取りの義務があります)
販売店がわからない場合
自分でメーカーの指定する指定引取り場所に運ぶ場合
→ 郵便局でリサイクル料金を支払い、メーカーの指定する指定引取り場所に持ち込む
自分で収集運搬ができない場合
→ 家電受付センターに収集運搬を依頼してください

■ 家電受付センターに収集運搬を依頼する場合
まず、家電受付センターに電話で申し込んでください。 リサイクル料金を郵便局で振り込む必要はありません。
必要な費用 = リサイクル料金 + 収集運搬料金(収集運搬業者が定める料金)
手順1 家電受付センターに申し込む 申し込みの際に、収集日、料金(リサイクル料金と収集運搬料金)などを確認する。
<家電受付センター> 電話 : 047-320-5533 受付時間 : 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分 土曜日 午前8時30分～午後3時00分 休業日 : 日曜日・祝日・年末年始
手順2 収集業者へ品物を引き渡し、費用を支払う 手順1で聞いた料金を、収集運搬業者に支払う。
手順3 収集業者が指定引取場所へ運ぶ

図 6 市川市の家電リサイクル対象品目の回収に関する周知ホームページ

② 回収体制構築の経緯

小売業者の引取義務外品の回収体制を構築するにあたり、家電小売業者よりも許認可を与えている一般廃棄物収集運搬許可業者のほうが協力を得やすいと考え、一般廃棄物収集運搬許可業者の団体に対して家電受付センターを設置するよう要請し、回収体制を構築した。

③ 協定や約束事項

一般廃棄物収集運搬許可業者の団体は、市内の一般家庭から排出された小売業者引取義務外品の回収を行うこととしている。

- ④ 自治体側で必要なこと
家電受付センターの連絡先をホームページ等に掲載すること。
- ⑤ 回収状況のモニタリング
回収実績の報告を定期的に受けている。

■ その他の自治体例

- 山梨県甲府市

<http://www.city.kofu.yamanashi.jp/genryo/faq/kurashi/gomi/recycl/00343.html>

- 7 一般廃棄物収集運搬許可業者等※が回収（上記4～6以外で市町村が連絡先をホームページ等に掲載）

■ 山形県酒田市

<http://www.city.sakata.lg.jp/living/garbage/95661141017.html>

① 案内方法

ホームページで以下の案内を行っている。小売業者の引取義務外品の回収については、一般廃棄物収集運搬許可業者等の連絡先を掲載している。

家電リサイクル

■エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫(及び冷凍庫)・衣類乾燥機の出し方

家電リサイクル法の施行により、使用済みのエアコン・テレビ・冷蔵庫(及び冷凍庫)・洗濯機・衣類乾燥機の5品目は家電小売店が回収し、家電メーカーがリサイクルしています。
粗大ゴミとしては回収できません。

■排出方法

小売店や許可業者に引取りを依頼するか、自分で指定引取場所へ運びます。

1. 小売店への申込み

使用済みの対象家電製品を排出する際は、消費者は小売店に回収を申し込みます。

- ①新しく製品を購入する小売店（買い替えの場合）
- ②過去にその製品を購入した小売店（不要になった場合）

2. 許可業者への申込み

小売店に回収を依頼できない場合は、当ページ最後に記載の許可業者に申し込みます。

3. 自己搬入

指定引取場所へ自分で運ぶこともできます。

平成21年10月1日より、市内の指定取引場所で全メーカーのリサイクル対象品の引取りが可能になりました。

家電5品目回収許可業者一覧	
許可業者名	電話番号
〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇
※収集・運搬料金は許可業者各社ごとの設定となっています	

※市の希望により固有名詞、電話番号は非表示

図 7 酒田市の家電リサイクル対象品目の回収に関する周知ホームページ

② 回収体制構築の経緯

家電リサイクル法の施行に合わせ回収体制を構築していたが、回収のノウハウを有する一般廃棄物収集運搬許可業者等に依頼することとした。

③ 協定や約束事項

市と許可業者等との間での協定等の締結はない。

④ 自治体側で必要なこと

小売業者の引取義務外品の回収業者の連絡先の掲示。

⑤ 回収状況のモニタリング

毎月、許可業者等から個別に回収実績が報告されており、市の清掃事業の基礎資料として活用している。

■ その他の自治体例

● 北海道千歳市

<http://www.city.chitose.hokkaido.jp/index.cfm/95,71760,165,858,html>

● 石川県金沢市

http://www4.city.kanazawa.lg.jp/25003/recycle/recycle/page_kaden.html

(参考2)

特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法

(平成十一年 六月二十三日)
(厚生省告示第百四十八号)
一部改正 (平成十二年十二月二十八日)
(厚生省告示第六百四十五号)
一部改正 (平成十六年三月十八日)
(環境省告示第十五号)
一部改正 (平成二十一年三月二十七日)
(環境省告示第九号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第三条第二号ホ及び同令第六条第一項第二号ハの規定に基づき、特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法を次のように定め、平成十三年四月一日から適用する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第三条第二号への規定による特定家庭用機器一般廃棄物の再生又は処分の方法及び令第六条第一項第二号ハにおいてその例によることとされる令第三条第二号 への規定による特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

- 一 特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)第二条第四項に規定する特定家庭用機器が一般廃棄物又は産業廃棄物となったものをいう。以下同じ。)に含まれる鉄、アルミニウム、銅又はプラスチック(燃料以外の製品の原材料として利用することが容易なものに限る。以下同じ。)について、当該廃棄物から鉄、アルミニウム、銅若しくはプラスチック(以下「鉄等」という。)を使用する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等を回収する方法
- 二 廃テレビジョン受信機(特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物であるものに限る。次号及び第四号において同じ。)のうちブラウン管式のものにあっては、ブラウン管に含まれるガラスについて、当該廃棄物からブラウン管を分離しこれを前面部及び側面部に分割しカレットとすることによりガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量のガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法
- 三 廃テレビジョン受信機のプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品について、当該廃棄物からこれらを分離し熔融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法
- 四 廃テレビジョン受信機のうち液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)にあっては、次のイ又はロに掲げる方法

イ 蛍光管のうち水銀又はその化合物（以下「水銀等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。

- (1) 破碎設備を用いて破碎するとともに、破碎に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(2)又は(3)のいずれかの方法により処理する方法
- (2) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、水銀等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- (3) ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

ロ 液晶パネルのうち砒素又はその化合物（以下「砒素等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。

- (1) 溶融設備を用いて溶融した上で固化するとともに、溶融に伴って生じる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法
- (2) 焼成設備を用いて焼成することにより砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にするとともに、焼成に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法
- (3) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- (4) 酸その他の溶媒に砒素等を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の砒素等を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、砒素等が溶出しない状態にし、又は製錬工程において砒素等を回収する方法

五 廃エアコンディショナー、廃電気冷蔵庫、廃電気冷凍庫、廃電気洗濯機又は廃衣類乾燥機又は廃電気冷蔵庫（特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物であるものに限る。）に含まれる特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン（以下「特定物質等」という。）のうち冷媒として使用されていたものを発散しないよう回収する方法

六 廃電気冷蔵庫又は廃電気冷凍庫（特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物であるものに限る。）の断熱材のうち特定物質等を含むものについて、次のイ、ロ又はハに掲げる方法

- イ 当該断熱材に含まれる特定物質等を発散しないよう回収する方法
- ロ 当該廃棄物から当該断熱材を分離し断熱材その他製品の原材料を得る方法
- ハ 当該断熱材を焼却することにより当該断熱材に含まれる特定物質等を破壊する方法